

国立医薬品食品衛生研究所 研究評価マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成22年11月11日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）」（以下「評価指針」という。）をもとに、国立医薬品食品衛生研究所（以下「当所」という。）における研究開発課題の評価、研究開発機関の評価及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公表、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的として策定する。

2. 評価の対象

評価の対象は、評価指針第2編にいう研究開発課題、第3編にいう研究者の業績及び第4編にいう研究開発機関とする。なお、研究開発課題の評価は、機関ごとに予算措置された研究事業（受託研究費を除く。以下同じ。）における研究開発課題を対象とする。

3. 研究開発機関及び研究開発課題の評価

(1) 評価の実施体制

① 評価委員会の設置

当所に評価委員会を置く。

② 評価委員会の委員

ア. 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、概ね10名程度で構成し、評価委員は所長が選任する。

イ. 評価委員は、当所に所属していない者で、当所の行う研究分野の指導的研究者から選任する。ただし、必要に応じて以下の者を評価委員として選任できるものとする。

(ア) 当所の所掌する専門分野以外の分野の有識者

(イ) 研究機関の所管課、または研究事業等の所管課に所属する者

③ 評価委員長は互選により決定する。

④ 評価委員の任期は3年とする。ただし、再任は2回限りとし、三分の一以上の委員を改選するものとする。

⑤ 評価委員は、評価の実施にあたり知り得た情報のうち、1) 個人情報、2) 未発表の研究成果、3) 独創性または特許権などの知的財産権の保護に支障が生じる情報、4) 国や国民の安全が害されるおそれのある情報については、法令または裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。また、委員を退いた後といえども同様とする。

⑥ 評価委員会は評価報告書を作成し、所長に提出する。

⑦ 評価の客観性及び公正さをより高めるため評価委員の氏名を公表する。

(2) 研究開発機関の評価方法

- ① 所長は、当所の全体の評価を3年に1回を目安として定期的に行うものとする。
- ② 当所研究部・省令室（以下「研究部等」という。）は、活動の状況、体制、将来の計画等について報告書（様式1、2）を作成し、所長に提出する。なお、総務部は、必要に応じ、予算及び組織に関する資料を作成し、所長に提出する。
- ③ 所長は、評価書（様式3）を取りまとめ、評価委員会委員長に提出する。
- ④ 評価委員会委員長は、評価委員会開催に当たって、所長から提出された評価書を事前に各評価委員に送付する。
- ⑤ 評価委員会における被評価部の説明は、研究部等の長（必要に応じて部員の随伴可能）が行う。また、評価委員は被評価部を訪問することができる。
- ⑥ 研究開発機関の評価は、その設置目的や研究内容に即して、機関運営と研究開発の両面からその活動全般を評価する。その評価事項は、以下のとおりとする。
 - ア. 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
 - イ. 研究分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
 - ウ. 研究資金等の研究資源の配分
 - エ. 組織、施設整備、情報基盤、研究及び知的財産権取得の支援体制
 - オ. 疫学・生物統計学の専門家による支援体制
 - カ. 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流
 - キ. 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
 - ク. 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組（委員会への参画、評価活動、広報活動その他）
 - ケ. 倫理規定及び倫理審査会等の整備状況
 - コ. その他
- ⑦ 評価委員会は当所と討議等を行い、総合的見地から研究開発機関の評価を実施する。
- ⑧ 研究開発機関の評価に加え、その評価年次以外の年次に、すべての研究部等を対象とした研究活動の評価（以下「研究部評価」という。）を行うことが望ましい。研究部評価は、研究開発機関の評価に準じて行うが、報告書（様式1、2）及び評価書（様式3）ではなく、「国立医薬品食品衛生研究所報告」及び「試験研究実績及び実行計画書」を用い、また、評価事項は上記⑥のア、イ、カ及びコとする。

(3) 研究開発課題の評価方法

- ① 所長は、予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題の評価について、事前評価、中間評価（複数年度にわたる場合、毎年度、行うことが基本。）及び事後評価を行う。また、基盤的研究費における研究課題についても、評価方法を適切に選定し、評価を実施する。
- ② 各研究部等は、予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における新規研究開発課題を開始しようとする時、その研究を継続する時または、その研究が終了した

時は、当該研究開発課題についての研究計画書（様式4）、研究中間報告書（様式5）または、研究終了報告書（様式6）を作成し、所長に提出する。

- ③ 所長は、②の規定による研究計画書等を評価委員会委員長に提出する。評価委員会委員長は、委員会開催に当たって、所長から提出された研究計画書等を事前に各評価委員に送付する。
- ④ 評価委員会における説明は、主任研究者（必要に応じて所員の随伴可能）が行う。また、評価委員は主任研究者等の部室を訪問することができる。
- ⑤ その評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点、当該研究開発の国際的な水準の向上の観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に、応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。
- ⑥ 研究開発機関の評価及び研究部評価の実施によってすべての研究部等の活動状況が毎年度評価される場合、評価業務の重複の回避、効率的・効果的な評価の実施等の観点から、予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題の中間評価及び基盤的研究費における研究開発課題の評価については、研究開発機関の評価及び研究部評価の実施をもって代えることができるものとする。

(4) 評価報告書の公表等

- ① 所長は、評価委員会から研究開発機関の評価報告書の提出を受けた場合、当所の運営の改善に係る指摘事項が記載されているときは、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成し、その運営の改善等に努めなければならない。
- ② 所長は、研究開発機関の評価結果を取りまとめ、厚生科学課を通じて厚生科学審議会に報告する。所長は、厚生科学審議会が評価報告書に関して意見を述べたときは、当該意見を踏まえ当所の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告する。
- ③ 所長は、評価委員会から研究部評価の評価報告書の提出を受けた場合、厚生科学課に報告するとともに、①の規定に準じて、その運営の改善等に努めなければならない。
- ④ 所長は、評価委員会から研究開発課題の評価報告書の提出を受けた場合、その報告の内容を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう配慮しつつ、研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映しなければならない。
- ⑤ 評価結果等は、次のとおり、当所のホームページを通じて公表する。なお、公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。
 - ア. 研究開発機関の評価に関する評価委員会報告書及び対処方針
 - イ. 厚生科学審議会が評価報告書に関して述べた意見及びこれに対する当所の運営の改善等の状況
 - ウ. 研究部評価に関する評価委員会報告書
 - エ. 予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題の評価の概要

4. 研究者の業績評価

(1) 評価方法

- ① 厚生労働省人事評価実施規程（厚生労働省訓第 30 号）に基づく人事評価の一部として実施する。
- ② 各部長は、毎年 6 月、所属の研究者の前年度 1 年間の業績を記載した評価書（様式 7）を取りまとめ、所長に提出する。
- ③ 所長は、各部長から提出された評価書に基づいて副所長の意見も参考にしつつ適切に評価を行う。また、安全性生物試験研究センター（以下「センター」という。）に属する部長、研究者から提出された評価書については、センター長の意見も参考にしつつ適切に評価を行う。
- ④ 所長・副所長は、必要に応じて部長、研究者に対して意見を聴することができる。また、センター長は、必要に応じてセンターに属する部長、研究者に対して意見を聴することができる。

(2) 評価内容

所長は、当所の設置目的等に照らし、研究者の多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究者の業績評価が適切かつ効率的に行える仕組みを整備して実施する。その際、研究に加え、厚生労働行政への貢献、研究の企画・管理、評価活動、国際指針・基準・標準等作成への寄与、その他の関連する活動等に着目し、量よりも質を評価する。その評価事項は、以下のとおりとする。

- ① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果（行政に関わる試験・調査等の実績、学会論文、出版、学会発表、研究報告書等）
- ② 厚生労働行政その他国の行政への参画（委員会への参画、国立保健医療科学院が実施する研修への参画、評価活動その他）
- ③ 専門分野を生かした社会貢献に対する取組み（委員会への参画、講義・講演、評価活動、広報活動、学会活動その他）
- ④ 共同研究・研究資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流
- ⑤ 研究の企画・管理・指導の状況
- ⑥ 学会賞、学位、知的財産及び資格等の取得状況等
- ⑦ 今後の研究の目標等

(3) 研究者の業績評価の結果

評価の結果については、次の段階の研究開発の実施への反映や研究環境の改善等、幅広い観点からの処遇の改善に反映させる。

5. 附則

- (1) このマニュアルは、平成 3 年 7 月 16 日より施行する。
- (2) この一部改正は、平成 11 年 2 月 18 日より施行する。
- (3) この一部改正は、平成 16 年 10 月 21 日より施行する。
- (4) この一部改正は、平成 18 年 2 月 15 日より施行する。

- (5) この一部改正は、平成18年10月19日より施行する。
- (6) この一部改正は、平成22年2月18日より施行する。
- (7) この一部改正は、平成23年4月1日より施行する。
- (8) この一部改正は、平成24年10月18日より施行する。